

令和7年度  
埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修  
(管理者向け)

---

導入講義

# 虐待とは・・・

むごい扱いをすること（大辞泉）

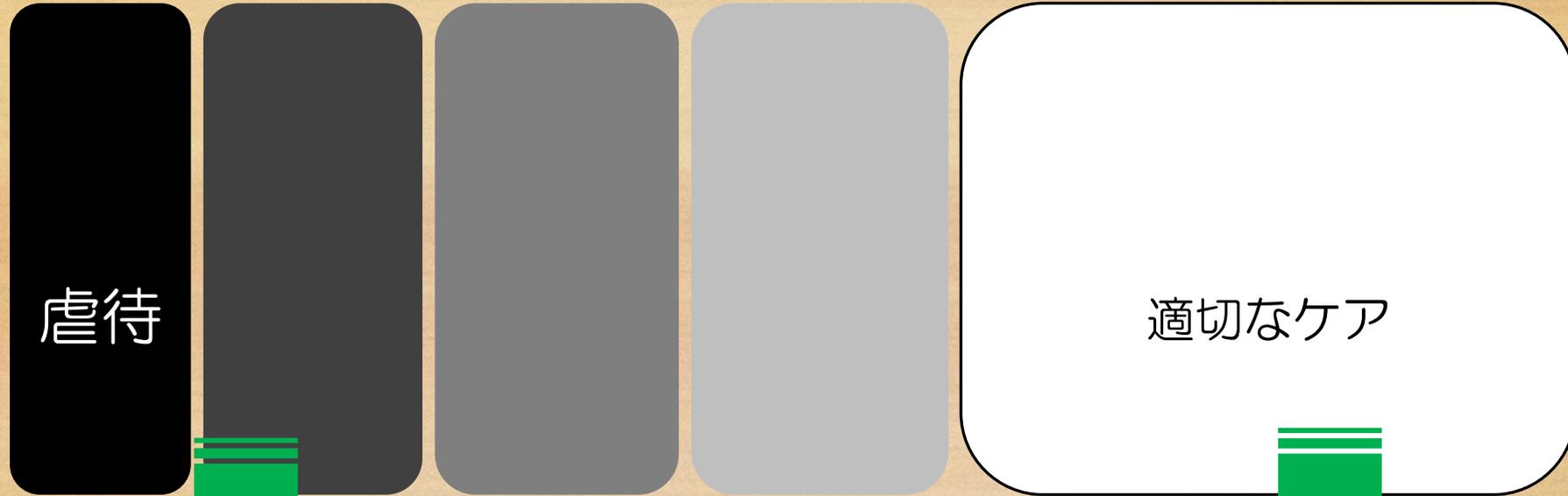
**！重要！**

- ⇒意図的（故意的）なもの、  
非意図的（故意でない）なものを含む。
- ⇒被虐待者が自覚があるか、  
自覚がないかは問わない。

# 障害者虐待の5分類

種類	内容	例示
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること	殴る、ける、たばこを押し付ける
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること	性交、性的暴力、性的行為の強要
ネグレクト (放棄・放任)	障害者の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他養護者（支援者）としての義務を著しく怠ること	栄養不良のまま放置する、病気の看護を怠る、他の施設職員の虐待行為を放置すること
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言または著しい拒絶対応など、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける
経済的虐待	障害者の所持する年金等を流用するなど、財産の不当な処理を行うこと	同意を得ない年金の流用など財産の不当な処分

平成23年度 県研修における虐待の範囲

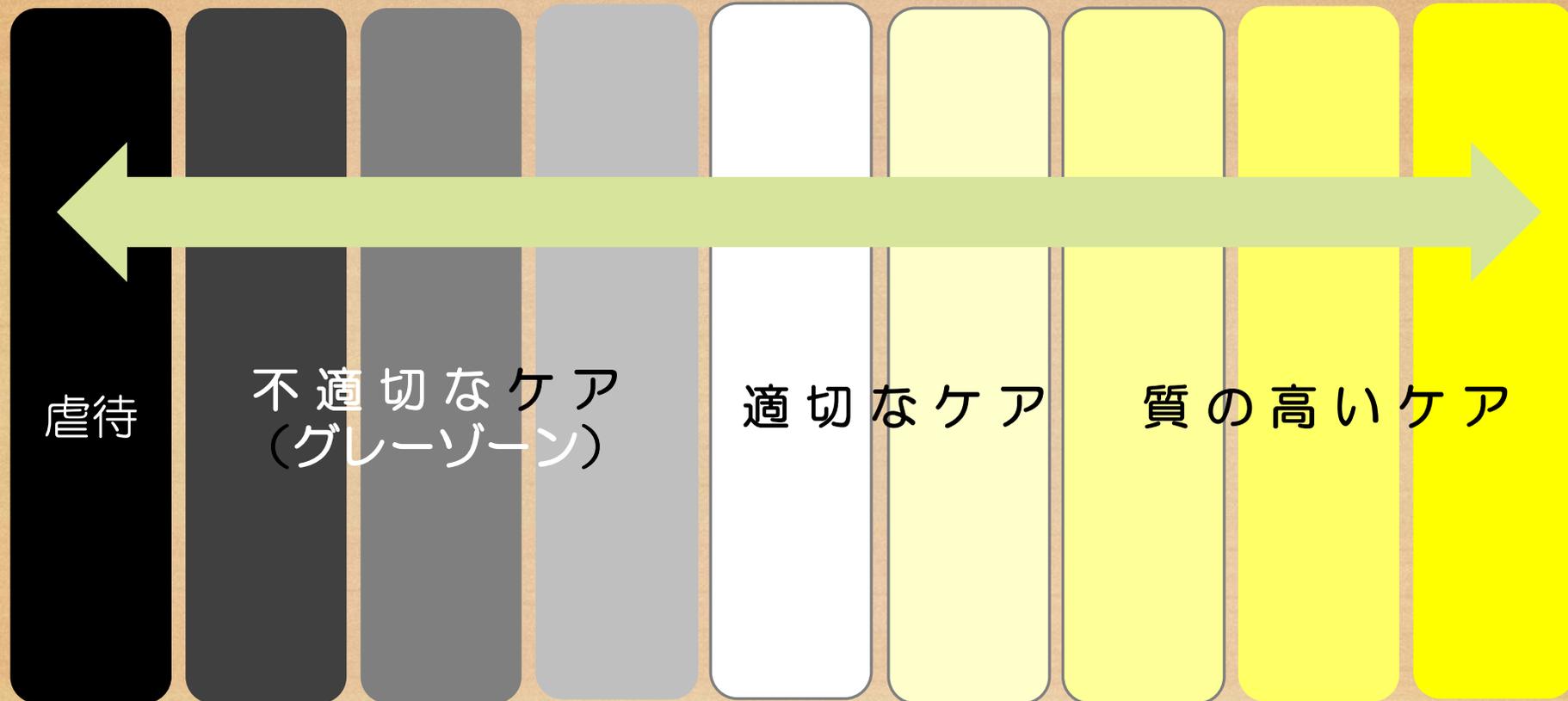


令和7年度 県研修における虐待の範囲



社会の価値観の変化とともに、グレーゾーンの範囲も変化している

虐待防止 ≤ 支援の質の向上 と考える必要があります



「虐待の防止」が私たちの仕事のゴールではない。

プロとして、質の高いケアを目指し続けるのが私たちの使命。「支援の質の向上」に向けた普段の取り組みの中で、虐待の芽を摘む行動もされるべきではないでしょうか。

# 数字から見る障害者虐待

# 障害者虐待の現状

令和6年度都道府県・市区長村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）厚生労働省より

	①家庭内虐待	②施設内虐待	③職場内虐待
相談・通報件数	11656件 (9972件) 埼玉県：778件 (826件)	5870件 (5618件) 埼玉県：267件 (249件)	1593件 (1512件)
虐待判断件数	2503件 (2283件) 埼玉県：103件 (108件)	1267件 (1194件) 埼玉県：60件 (46件)	434件 (447件)
被虐待者数	2518人 (2285人)	2010人 (2356人)	652人 (761人)

※カッコ内については、前回調査（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）のもの

# 障害者虐待の現状

## ②施設内虐待

### 障害者虐待が認められた施設・事業所の種別：抜粋

- 障害者支援施設 19.2% (20.4%)
- グループホーム 31.6% (28.3%)
- 生活介護 11.3% (12.7%)
- 就労継続B型 7.8% (10.4%)
- 放課後等デイサービス 12.4% (12.2%)

令和6年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく  
対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省）より

※カッコ内については、前回調査（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）のもの

# 障害者虐待の現状

## ②施設内虐待

虐待行為の類型（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	ネグレクト
51.6%	11.1%	47.3%	7.2%	8.5%

虐待行為の程度

軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	70.9%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	22.8%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	6.3% (101件)

令和6年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく  
対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省）より

# 障害者虐待の現状

## ②施設内虐待

被虐待障害者の障害種別（複数回答）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%

被虐待障害者の障害支援区分

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分無	不明
0.2%	4.5%	8.5%	12.9%	15.5%	32.1%	17.0%	9.3%

令和6年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく  
対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省）より

# 障害者虐待の現状

## ②施設内虐待

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

男性	女性
66.3% (62.2%)	33.7% (37.7%)

虐待を行った障害福祉施設従事者等の年齢

-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳-	不明
8.0%	11.0%	14.9%	16.8%	21.5%	27.7%

令和6年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく  
対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省）より

※カッコ内については、前回調査（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）のもの

# 障害者虐待の現状

## ②施設内虐待

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

生活支援員	管理者	世話人	設置者 経営者	サビ管
43.4%	10.1%	9.9%	2.3%	6.3%

虐待を行った障害福祉施設従事者等の雇用形態

正規職員	非正規職員	不明
55.3%	19.4%	25.3%

令和6年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく  
対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省）より

全ての支援者が「虐待リスクを持っている」  
という事を自覚しよう！

誰もが、意図してなくても虐待の加害者になる要素を持ち合わせていることを勇気をもって理解しよう！

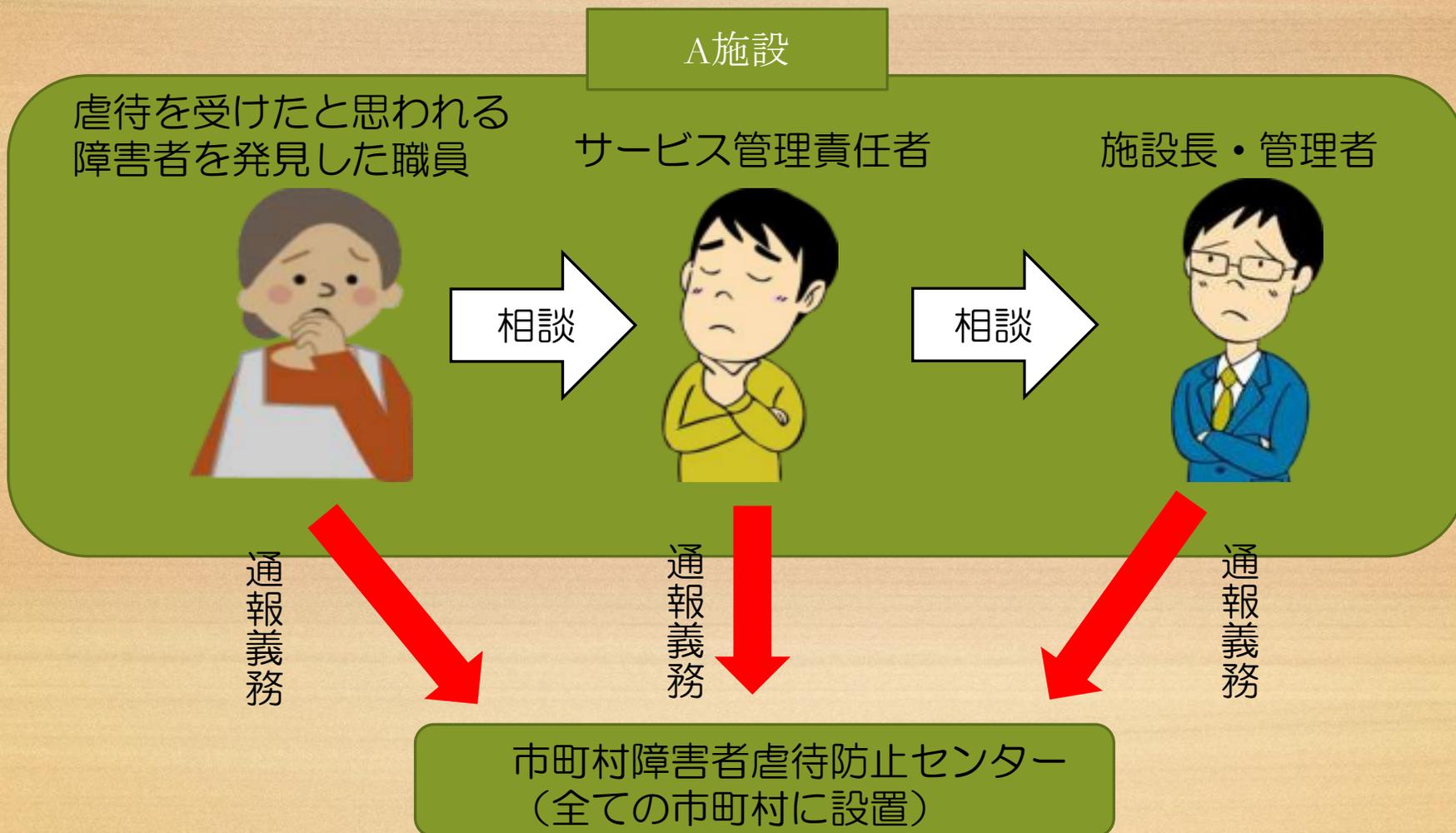
「私は虐待なんて絶対にするはずがない！」

「うちの事業所に虐待なんてあり得ない！」

と断言している人のほうが危険！

# 通報・相談について

第16条 障害者福祉従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。



# 深刻な虐待事案

障害者施設暴行 職員補助と職員の2人を傷害で起訴

A市の知的障害者支援施設で、入所者の男性（28）が腰の骨を折るなどの重傷を負った事件で、地検は2日、同施設の職員（25）と職員補助（22）を傷害罪で起訴した。両被告は共謀し、施設内で男性入所者の腰付近を数回蹴ったり、左肩付近を殴ったりして腰の骨を折るなどのけがをさせたとしている。両被告は容疑を認め、「言うことを聞かず腹が立った」などと供述している。事件以前から日常的に暴力を振るっていたことも認めているという。

また、別の施設でも、入所者の50代女性が体についたあざについて「被告にやられた」などと話している。法人は「コメントは控える」とした。

障害者暴行事件 幹部職員ら証拠隠滅容疑で逮捕（続報）

入所者に暴行したとして元職員らが逮捕された事件で、施設を運営する社会福祉法人の幹部職員ら3人が、事件後に行われた内部調査の文書を廃棄したとして証拠隠滅の疑いで警察に逮捕された。

文書には入所者の男性が暴行を受けた際の日撃証言が記載されていたと見られている。

# 深刻な虐待事案

## 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性（76）を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者（29）を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅搜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

## 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年（19）が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援（対応）はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む入所者10人を日常的に暴行していたことを確認。別の職員も入所者に暴行した疑いも浮上した。

（※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明）

# 通報しないで済ませたら・・・

- 事業所の中で抱え込んでいる内に、虐待がエスカレートします。
- 通報しなかったことがバレるので、通報できなくなります。
- 良心的な職員は、不信感を抱いて辞めてしまいます。
- 虐待がエスカレートし、利用者に取り返しのつかない被害を与えてしまいます。
- 通報しなかったことは、ネグレクトとみなされ、関わった職員も処分の対象となる可能性もあります。

※ 深刻な事例事案から教訓を学びましょう。

# 早期発見・早期通報義務

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



## (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

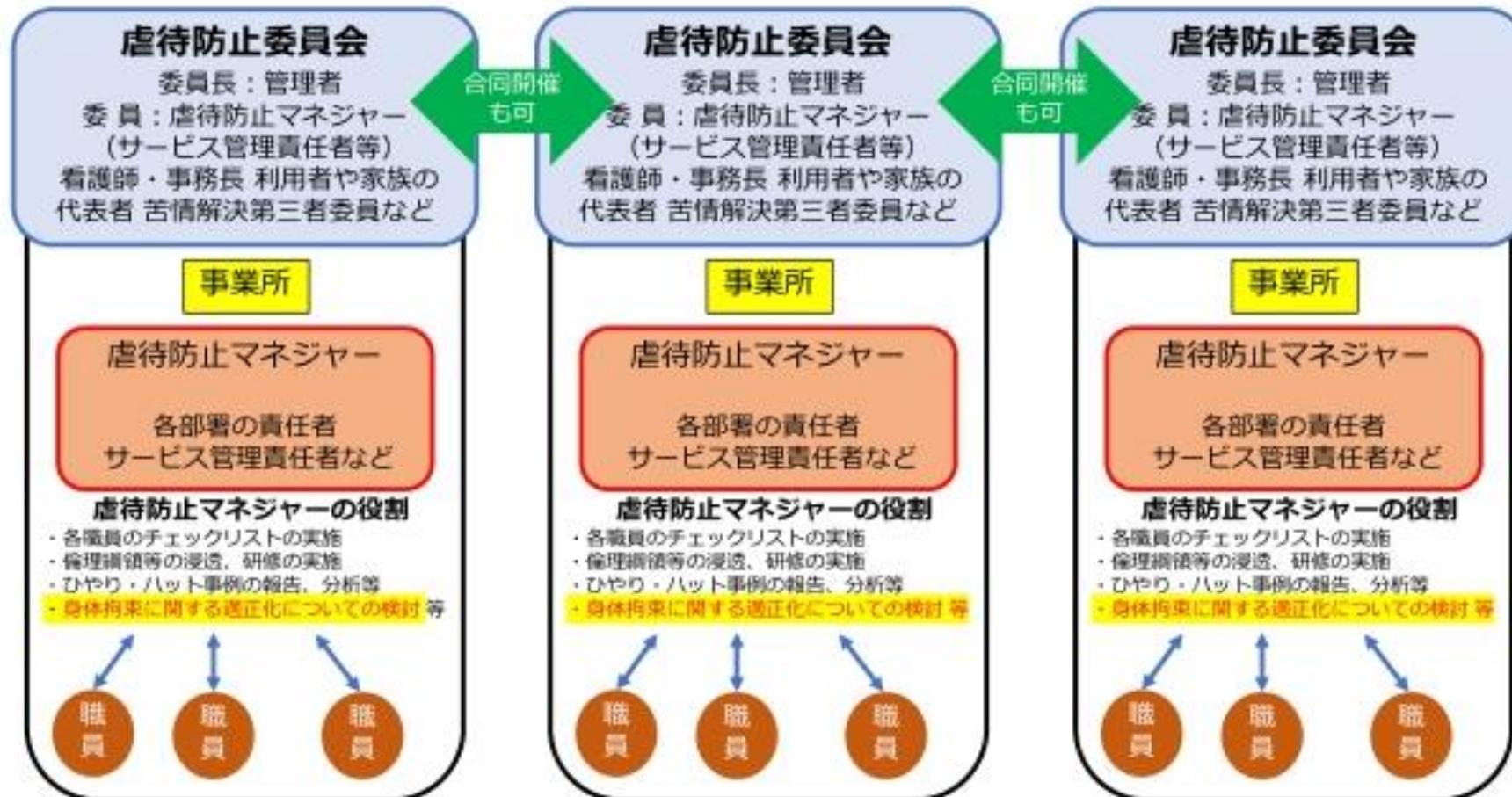
第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

# 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

## 虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、
- ・職員のストレスマネジメント
- ・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等



# 虐待防止委員会 3つの役割

## 1 「虐待防止のための体制作り」

- ・虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等の整備

## 2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストの実施・集計・分析・取り組み検討
- ・発生した通報相談事案に対しての対応・苦情相談の内容・職員のストレスマネジメント状況についての報告
- ・具体的な改善策（研修計画・改善計画）を講じる

## 3 「虐待（不適切対応事例）発生後の対応と総括」

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿った検証・総括

※他の施設との連携も可能！

# 虐待防止委員会の活性化

現状と理想・目標のギャップを埋めていく作業が委員会活動

## ○取り組みを決める方法

- 課題を明確にする
- できる限り多くの取り組みをあげる
- 課題に照らし合わせたときに、最善の方法を取捨選択する

## ○「役割」を考える方法

- 「誰が」「何を」するのかを明確にする
- 無理のない役割になっているのか確認する